

# 市老連だより 3

平成 28 年 6 月 7 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## ①社会福祉法人、会計監査人制度の段階的導入を提案 福祉部会

## ②社会福祉法人、会計監査人の証明範囲は法人単位 財務検討会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、すでに周知のことと思われませんが、標題についてご報告いたします。

### ①社会福祉法人、会計監査人制度の段階的導入を提案 福祉部会

厚生労働省は 5 月 20 日、社会保障審議会の「福祉部会」を開催し、「改正社会福祉法の施行に向けた検討事項」などを議論しました。2017 年 4 月から施行される改正社会福祉法で、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、これまで任意の諮問機関だった評議員会を必置の議決機関とし、一定の事業規模を超える法人の会計監査人による監査を義務づけています。今回、部会では「評議員の員数に係る経過措置」、「会計監査人制度」を議論しました。

評議員の員数の経過措置に関して、改正社会福祉法では、小規模法人に配慮するため、一定の事業規模を超えない法人は本来 6 人以上の評議員の員数を施行から 3 年間、4 人以上とすることとしました。一定の事業規模の考え方として、委員から「社会福祉施設を 1 カ所経営する社会福祉法人」とする提案がありましたが、小規模施設を 2 カ所経営する法人と、特養老人ホームなど一定規模の施設を 1 カ所経営する法人を比較した場合、後者を必ず小規模とすることは適当ではないと意見がありました。このため、今回厚労省は、一定規模の施設に関して、「法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書のサービス活動収益を基準とする」ことを提案しました。

また、会計監査人制度に関して、会計監査人の選任、社会福祉法人・監査を実施する公認会計士などの体制整備には、社会福祉法人の信頼向上のために十分な準備期間が必要と指摘。将来的により多くの社会福祉法人に適用するためには制度導入時に円滑に施行することが重要なため、会計監査人制度を段階的に導入することを提案しました。

### ②社会福祉法人、会計監査人の証明範囲は法人単位 財務検討会

厚生労働省は 5 月 17 日、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を開催し、「社会福祉法人の会計

監査」を議論しました。社会福祉法人は 2017 年 4 月 1 日施行の社会福祉法改正で、一定事業規模を超える場合に会計監査人の設置が義務付けられました。検討会は 7 月まで、会計監査人の設置対象法人の範囲や控除対象財産等を審議して、福祉部会に報告します。

前回、厚労省は「会計監査の実施範囲(証明範囲)」に関し、会計監査人が責任を持ち意見表明する「監査証明範囲」について、株式会社など同様に「法人全体のみ」とするか、「拠点区分」までとするか、メリット・デメリットを示しながら説明して議論しました。

議論を受けて、今回、厚労省は社会福祉法人への会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスや財務規律の強化を図ることが目的で、法人単位の計算書類などの監査に適正性が担保されたならば、目的達成は可能と説明。

このため、「法人単位の計算書類と対応する附属明細書の各項目を証明範囲とする」と提案しました。なお、財産目録に関する会計監査人の証明範囲は法人単位貸借対照表に対応する各項目(取得価額、減価償却累計額、貸借対照評価額)が範囲になるとしています。

また、法人単位の計算書類と附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類とその附属明細書も確認の対象となるとしています。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。  
あわせてご覧ください。

① 社会保障審議会福祉部会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000125107.html>

② 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000124578.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10  
大阪市立社会福祉センター311号室  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612

# 市老連だより 4

平成 28 年 6 月 7 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 市町村によるケアプランの点検の仕組みを検討 ～第 58 回 社会保障審議会 介護保険部会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、すでに周知のことと思われませんが、標題についてご報告いたします。

---

厚生労働省は 5 月 25 日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1) 地域支援事業の推進、(2) 介護予防の推進、(3) 認知症施策の推進を一を議題とし、論点を提示しました。

(1) に関し、厚労省は 2014 年の介護保険法の改正で、地域支援事業（包括的支援事業）の充実として、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実・強化」を行ったと説明。加えて、従来の全国一律の「予防給付（訪問介護・通所介護）」を市町村が取り組む「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」へ移行させ、多様化を図っています。

また、地域ケア会議に関し、地域におけるケアマネジメントの適正化のため、地域包括支援センターで多職種協働による個別事例の検討などを行い、地域のネットワーク構築・ケアマネジメント支援などを推進するものと説明。個々の介護支援専門員によるケアマネジメントでは効果的な支援が実現できない場合に、介護サービス担当者・医療関係者などを招集した地域ケア会議を通じて、介護支援専門員への支援を積極的に行うべきとの指摘があると述べています。

これらを踏まえ、厚労省は「地域支援事業の推進」に関する主な論点を、次のように示しています。

- 地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業からなるが、介護給付、介護予防給付と相まって、市町村が保険者機能を発揮して効果的・効率的に介護保険事業を実施するためには、どのような仕組みが必要か
- 介護給付、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業は、実施体制や財源が異なっているが、事業間の関係、事業と給付との関係について、全体として適切に実施するため、どのような仕組みが考えられるか
- 市町村が個別のケアプランに関する点検・指導などを行う場合、地域ケア会議での個別ケースの検討として行う場合や、任意事業の給付適正化事業として行う場合などがあるが、保険者として適正なケアマネジメントの実施を支援するため、どのような仕組みが必要か

また、このほか、「認知症施策の推進」の論点も提示されています。

「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」に関し、厚労省は認知症の早期診断・早期対応ができる体制を整備するため、身近なかかりつけ医が鑑別診断や行動・心理症状（BPSD）への対応を行い、認知症疾患医療センターなどの適切な医療機関に繋ぐことが重要と指摘。また、認知症の人にBPSDや身体合併症などが見られた場合、容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される仕組みの構築が求められていると説明しました。

このため、厚労省は論点として、「地域での認知症に関する医療・介護等の連携をさらに推進していくための方策」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供を推進していくための取り組み」などを挙げています。

また、「認知症の人の介護者への支援」に関し、在宅で認知症の人の最も身近な伴走者の家族などへの支援を進めているものの、十分な支援に繋がっていないとの指摘があり、重層的な支援体制の構築が必要と説明。そこで、厚労省は論点として、「認知症の人の家族も認知症と向き合う当事者との視点に立つて、どのような取り組みが考えられるか」と提示しました。

さらに、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」に関して、認知症の人の行方不明や列車事故、虐待などの問題を通じて、改めて認知症の人やその家族を地域で見守り、コミュニティで支える体制づくりに注目が集まっていると説明。また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者等が判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができる事が必要と述べています。

このため、厚労省は論点として、「認知症に向き合うことをきっかけに地域の繋がりを再生していくという観点も踏まえた取り組み」、「市民後見人の育成・活動支援、後見等の実施前から継続的に支援が提供される体制の整備」を提示しました。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。  
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000125474.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10  
大阪市立社会福祉センター311号室  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612